

助成対象経費の基準について

助成事業経費に関する留意事項

- 1 対象経費は、別表のとおり、事業実施に必要不可欠であり、活動に直接必要となる経費に限る。
- 2 次の経費は助成対象から除外する。
 - ① 助成金の支出期限(2015年2月10日)以降に支払った経費
 - ② 限度額を上回る金額
 - ③ 一般管理費
 - ④ 当該事業に係る役員及び職員の人件費
 - ⑤ 助成対象団体(共催団体を含む)の役員や有給職員が当該事業に参加する場合の謝金・旅費
 - ⑥ 助成対象団体(共催団体を含む)の役員・職員及び構成員の勤務先や所属団体に、印刷物等を発注した経費
 - ⑦ 事業を宣伝するためのマスメディア広告費
 - ⑧ 領収書を入手できない経費(近距離交通費は除外)
 - ⑨ その他財団が不相当と認める経費
- 3 公共交通機関の交通費は、全て実費精算とする。
- 4 助成対象経費には、税金を含む。
- 5 その他、経費について疑義が生じたときは、当財団事務局に照会すること。(照会方法:指定のE-mailもしくはFAX)

経費区分 (費目)	経費の種類 []内は費目合計の 上限金額	対象経費	基準単価 (上限)	備考 (助成対象外は赤字記載)
旅費	旅費	・運賃 ・車両の燃料代 ・有料道路代 ・駐車料金 ・タクシー代		・運賃は算定基礎が証明できるもののみ対象 ・公共交通機関の交通費は全て実費精算 ・公共交通機関の特別料金(グリーン車)は対象外 ・助成対象団体(共催団体含む)の役員や有給職員は対象外 ・事業参加者の旅費は対象外 ・タクシー代は、公共交通機関の利用できない地域のみ対象 ・車両の燃料代、有料道路代は、使用目的、移動日、出発地、経由地、目的地、移動距離、移動者氏名等を記録した「車両行程書」を添付する。
		航空賃	エコノミー料金	・航空賃は遠距離等やむを得ない場合に限り対象
	宿泊費	・国内航空賃		
		・海外航空賃		
	宿泊費	・国内宿泊費	8,000円/泊・名	・素泊まり又は朝食付パック料金のみ対象 ・事業参加者の宿泊費は対象外
		・海外宿泊費	12,000円/泊・名	
諸謝金 [30万円]	・講師(基調講演者)	10万円/名		
	・その他の講師 ・パネリスト等出演者(司会者含む)	5万円/名	・諸謝金は、現金のみ対象(金券は対象外) ・助成対象団体(共催団体含む)の役員や有給職員は対象外	
	・表彰関係選考者	5万円/名		
	・イベント事業出演者	5万円/名・団体	・イベントに出演を依頼した団体又は個人を対象とし、団体・個人の別なく一律とする。	
借料	・会場費(会場等設営費含む)	50万円/事業	・事業実施のため、一時的に借り上げるための経費 ・申請団体が管理、収益を受ける立場にある施設使用料は対象外 ・事業終了後の反省検討会等は対象外 ・物品損壊等に伴う賠償金は対象外	
	・機材・備品借上費		・パソコン、プロジェクター、照明設備等	
	・車両借上費(レンタカー利用料含む)		・団体所有車両は対象外 ・使用目的、移動日、出発地、経由地、目的地、移動距離、移動者氏名等を記録した「車両行程書」を添付する。	

経費区分 (費目)	経費の種類 []内は費目合計の 上限金額	対象経費	基準単価 (上限)	備考 (助成対象外は赤字記載)
表彰費 論文募集事業 30万円 その他事業 10万円		・表彰事業の副賞	論文募集事業 10万円/件	・副賞は金券も対象
			その他事業 3万円/件	
		・表彰事業の記念品	5,000円/件	
		・表彰式の記念撮影費		・集合写真1枚分のみ対象
原稿費		・原稿料	5万円/稿	・広報啓発物、掲載論文等の原稿料
物品購入費		・事業を実施する上で必要とされる物品 の購入費		・備品となる汎用機器(パソコン・プロジェクター等)は対象外 ・参加者への記念品・土産は対象外 ・広報活動時に着用する衣類等(ジャンパー等)は対象外
消耗品費		・事務用品 ・コピー用紙等		・活動に直接必要な消耗品に係る経費
通信運搬費		・事業案内文書の発送費 ・広報啓発物の発送費 ・振込手数料 ・電話料金		・当該事業関係経費と証明できるもののみ対象 ・振込手数料は、当該事業に関する支払分のみ対象 ・電話料金は、電話での相談業務等事業に直接必要となる経費のみ対象
保険料		・傷害保険料		・街頭活動等事業に直結する傷害保険料のみ対象 ・賠償責任保険料は対象外
会議費		・講師、講演者等招待者等のお茶代 ・上記対象者との打合せ時のお茶代		・参加者のお茶代は対象外 ・食事代、弁当代、菓子代、酒代は対象外
業務委託費	印刷費	・ポスター、パンフレット、冊子等の広報啓 発物作成費 ・プログラム、配布資料作成費 ・定期刊行物事業は刊行物作成費		・事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料を含む。 ・シンポジウム等の開催結果をまとめた報告書は対象外 ・対象事業以外の内容が主体となる広報啓発物は対象外 ・残数が生じないよう、配布対象を精査し効率的な枚数とする。
	翻訳・通訳費	・翻訳料 ・通訳料		
	映像制作費	・映画、ビデオ、DVD制作 ・字幕翻訳 ・画像加工の経費		・事業内容と直結しているもののみ対象 ・事業の記録化のためのものは対象外
	雑役務費	・軽微な請負業務		・講演リライト(開催結果をまとめた報告書に使用するものは対象外) ・賞状筆耕代等
	雑給	・当該団体の無給職員・無給構成員 ・事業実施の上で直接必要なアルバイトの 人件費	1,000円/時間・名	・交通費を含む。